

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和八年八月十三日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

取消年月日

江田 憲司

憲政研究会

八、二、九

水戸 将史

水戸将史後援会

七、一二、三一